**特別養護老人ホーム等における配置医師等の状況に関する届出について**

「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて（平成１８年３月３１日保医発第０‍３‍３‍１‍００２‍‍‍‍号厚生労働省保険局医療課長通知）」により配置医師等に係る情報を県に届出るところ、中核市の権限移譲により市へ届出することとなっております。届出のあった情報については県へ報告します。

１　届出内容

　　施設の配置医師の状況

（※氏名、常勤の有無、配置医師契約の有無、専門の診療科、契約期間、配置状況、所属医療機関名、所属医療機関所在地等）

２　届出様式

⑴　新たに特別養護老人ホーム等を設置する場合

　　・別紙様式１　特別養護老人ホーム等における配置医師等の状況に関する届出書

　　・別紙様式１－２　配置医師の状況記載様式

　⑵　既に届出している上記１の内容に変更があった場合

　　・別紙様式２　特別養護老人ホーム等における配置医師等の状況に関する変更届出書

　　・別紙様式２－２　配置医師の状況記載様式

３　提出期限

　　原則変更後１０日以内

４　提出対象施設

　⑴　特別養護老人ホーム（地域密着型特別養護老人ホームを含む。）

　⑵　指定短期入所生活介護事業所、指定介護予防短期入所生活介護事業所

５　提出先

　　山形市役所　福祉推進部指導監査課　高齢福祉指導係

６　留意点

　⑴　新たに特別養護老人ホーム等を新設する場合は、新規指定申請の際に指定申請書類と併せて当該届出を提出してください。

　⑵　特別養護老人ホームに併設する指定短期入所生活介護事業所、指定介護予防短期入所生活介護事業所において、配置医師等の状況が本体である特別養護老人ホームと同じ場合はそれぞれの状況をまとめて届出することを可能とします。

　⑶　施設長（管理者）は、配置医師に対して「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」（平成１８年３月３１日保医発第０３３１００２号厚生労働省保険局医療課長通知：最終改正平成２２年３月３０日）の写しを配布する等、入所者の処遇に支障がないよう管理業務の徹底を図ってください。